

株式会社ジェイウインド「(仮称)新田原臨海風力発電所 環境影響評価
方法書」に対する勧告について

令和3年7月6日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)新田原臨海風力発電所 環境影響評価方法書について、株式会社ジェイウインドに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、愛知県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：愛知県田原市
原動力の種類：風力(陸上)
出力：23,980～51,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年6月23日
環境大臣意見受理	令和2年9月10日
経済産業大臣意見発出	令和2年9月17日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和3年1月13日
住民意見の概要等受理	令和3年4月1日
愛知県知事意見受理	令和3年6月15日
経済産業大臣勧告発出	令和3年7月6日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、野田
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ジェイウインド「(仮称) 新田原臨海風力発電所 環境影響評価方法書」
に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域周辺には、既設の風力発電所に加え、計画中の風力発電所があることから、これらの風力発電所事業者からの情報収集に努め、本事業との累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域の前面海域は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成 28 年 4 月環境省)であることから、造成等による一時的な濁水の影響についても適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(愛知県知事からの意見書の写しを添付)